

(同条第四項の規定により指定を受けたものとみなされるものを除く。)を受けたときは、当該事務に係る登記簿を整備法第五十二条の規定による改正後の商業登記法(昭和二十一年法律第二百二十九号)以下「新商業登記法」という。)の第一項の第一号の登記簿に文書(なげばならぬ)を記入する。

前項の規定による登記簿の改製は、登記用紙
に依る登記簿の見易さと有するのを登

商号及び本店の登記にあつては現に効力を有するものの直前の変更に係る登記事項（閉鎖した登記用紙に記載されたものを除く。）をも移記してするものとする。

ときは、登記記録にその旨及びその年月日を記録するほか、登記官の識別番号を記録しなければならない。

登記官は、第二項の規定により登記を移記したときは、登記用紙にその旨及びその年月日を記載して押印し、登記用紙を閉鎖しなければならない。

整備法第五十二条の規定による改正前の商業登記法（以下「旧商業登記法」という。）第百十三条の二第一項の登記簿は、新商業登記法第一条の二第一号の登記簿とみなす。

（印鑑の記録）

第四条 登記所は、その事務について整備法第五十三条第二項の規定による指定（同条第四項の規定により指定を受けたものとみなされるもの（除く。）を受けたときは、当該事務に係る印鑑ファイルの記録を新商業登記規則第九条第六項に規定する磁気ディスクに記録しなければならない。ただし、電子情報処理組織による取扱いに適合しないものについては、磁気ディスクへの記録に代えて、その印鑑及び印鑑届出事項を記載した書面を作成しなければならない。

旧商業登記規則第五条第一項の規定による

(登記簿及び印鑑に關する経過措置)
第五条 新商業登記規則の規定(第十一条、第三十六条第四項及び第五項、第三十八条の三並び

に第四十条第一項の規定を除く。)は、整備法第五十三条第二項の規定による指定(同条第四項の規定により指定を受けたものとみなされるものを含む。)を受けた事務について、その指定の日から適用する。

規定（第十一條、第十二條、第二十八条第一項、第三十六条第四項、第八十六条の三、第八

業登記規則第九十二条中「書面」とあるのは、
「書面並びに法第八十九条の五第二項及び法第
八十九条の九第三項の印鑑の証明書」とする。
新商業登記規則第二十八条第二項の規定は、
整備法第五十三条第五項の規定によりなおその
効力を有することとされる旧商業登記法第十一
条第一項又は第十二条第一項の規定により書面
の交付を請求する場合に準用する。この場合に

4
おいて、新商業登記規則第二十八条第二項中「登記事項証明書又は印鑑の証明書」とあるのは、「登記簿の謄本若しくは抄本、登記事項に変更がないことある事項の登記がないこと若しくは登記簿の謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明書又は印鑑の証明書」と読み替えるものとする。

新商業登記規則第二百五十三条第一項第一号の規定は、同号に規定する登記所における整備法第五十三条第二項の規定による指定（同条第四項の規定により指定を受けたものとみなされるもの）である。

(管轄転属に関する経過措置)
第六条 新商業登記規則第十一条の規定は、同条第一項に規定する甲登記所又は乙登記所において整備法第五十三条第二項の規定による指定による指定により指定を受けたものとみなされるものを含む。)を受けていない事務に関しては、適用しない。

この場合において、沙の表の一欄における「同表」は、業登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句とする。

項二 第七百第		項一 第七百第		項六 第六百第	
条八百第	前条第二項	同条第二項	第一項	第一百五条第	前項の事務
轄地の一部登記所である甲登記所の管轄に転属したとき	及び第三項	新商業登記規則第九条の二第一項	商業登記規則等の一部を改正する省令第一条の規定による改正後のこの省令（以下「新商業登記規則」という。）第九条第六項	指定登記所である甲登記所の管轄地の一部が整備法指定登記所でない乙登記所の管轄に転属したとき	整備法指定登記所（不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）（平成十六年法律第二百二十四号）第五十三条第一項の規定による指定（同条第四項の規定により指定を受けたものとみなされるものを含む。）を受けた登記所をいう。以下同じ。）である甲登記所の管轄地の一部が整備法指定登記所である乙登記所の管轄に転属した場合において、商業登記規則等の一部を改正する省令（平成十七年法務省令第十九号）附則第六条第一項の事務
未指定登記所である甲登記所の管轄に転属したとき	及び第四項	新商業登記規則第九条の二第一項	商業登記規則等の一部を改正する省令第一条の規定による改正後のこの省令（以下「新商業登記規則」という。）第九条第六項	指定登記所である甲登記所の管轄地の一部が整備法指定登記所でない乙登記所の管轄に転属したとき	整備法指定登記所（不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）（平成十六年法律第二百二十四号）第五十三条第一項の規定による指定（同条第四項の規定により指定を受けたものとみなされるものを含む。）を受けた登記所をいう。以下同じ。）である甲登記所の管轄地の一部が整備法指定登記所である乙登記所の管轄に転属した場合において、商業登記規則等の一部を改正する省令（平成十七年法務省令第十九号）附則第六条第一項の事務

第一項 登記所の登記が指定してある登記乙記

(施行期日)
第一条 この省令は、有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）の施行の日から施行する。
(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現に商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第四条に規定する事務について不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第一百二十四号。以下「整備法」という。）第五十三条第二項の規定による指定（同条第四項の規定により指定を受けたものとみなされるものを含む。）を受けていない登記所における有限責任事業組合契約の登記に関する登記簿の編成、印鑑の提出、登記簿の謄本又は抄本の交付その他の電子情報処理組織によって取り扱わない事務に係る手続については、商業登記法第四条に規定する事務について整備法第五十三条第二項の規定による指定を受けるまでの間は、当該事務に関する手続の例による。

2
附 則 (平成一八年二月九日法務省令第
一五号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、会社法の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。
附 則 (平成二〇年八月一日法務省令第
四九号)
この省令は、整備法の施行の日（平成二十一年十二月一日）から施行する。
附 則 (平成二一年三月一六日法務省令第
五号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二三年八月二六日法務省令第
五号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二七年二月三日法務省令第
五号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
1 この省令は、平成二十七年二月二十七日から施行する。

附 則 (平成二七年九月二五日法務省令
第四二号) 抄

第一 条 この省令は、平成二十七年十月五日から施行する。

附 則 (平成二八年三月二十四日法務省令
第一三号) 第二号の施行期日

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年四月二〇日法務省令
第三二号) 第二号の抄

この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

附 則 (令和三年一月二九日法務省令第
一) 第二号の抄

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日(令和三年二月十五日)から施行する。

附 則 (令和四年八月三日法務省令第三
四号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年四月二一日法務省令第
三二号) 抄

(施行期日)

この省令は、令和六年六月二十四日から施行する。ただし、第一条中不動産登記規則第三条の二の改正規定、第二条の改正規定、第三条の改正規定(商業登記規則第三十二条の改正規定を除く)、第四条の改正規定、第五条の改正規定(動産・債権譲渡登記規則第三十二条の二の改正規定を除く)、第六条の改正規定、第九条から第十二条までの改正規定、第十三条の改正規定(船舶登記規則第四十九条中「第五条」を「、第三条の二、第五条」に改める部分に限る)、第十四条の改正規定(農業用動産抵当登記規則第四十条中「第五条」を「、第三条の二、第五条」に改める部分に限る)、第十六条の改正規定及び第十七条の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第一（投資事業有限責任組合契約登記簿）		区の名称 名称区 記録すべき事項	会社法人等番号 組合の名称	組合の主たる事務所の所在場所 組合契約の効力が発生する年月日	組合員区 組合員 業務代行者
目的区 無限責任 組合員区	無限責任組合員及び無限責任組合員業 務代行者				
組合状態区 所区	従たる事務 組合員区	名称区 区の名称 記録すべき事項	登記記録 登記記録を起こした事由及び年月日 登記記録を閉鎖した事由及び年月日 登記記録を復活した事由及び年月日 別表第二（有限責任事業組合契約登記簿）	区 組合状態 従たる事務所区 組合の存続期間 組合の事由の定め 解散	清算人及び清算人職務代行者 業務の執行停止 その他無限責任組合員に関する事項 組合の従たる事務所の所在場所
登記記録区	従たる事務 組合状態区	会社法人等番号 組合の名称 組合の主たる事務所の所在場所 組合契約の効力が発生する年月日 組合員及び組合員業務代行者 清算人及び清算人業務代行者 業務の執行停止 その他組合員に関する事項 解散 組合の従たる事務所の所在場所 組合の存続期間 解散の事由の定め 解散	登記記録を起こした事由及び年月日 登記記録を閉鎖した事由及び年月日 登記記録を復活した事由及び年月日	区 組合状態 従たる事務所区 組合の存続期間 組合の事由の定め 解散	清算人及び清算人職務代行者 業務の執行停止 その他無限責任組合員に関する事項 組合の従たる事務所の所在場所